

令和8年7月10日
京都市都市計画局

中東情勢の変化に伴う建設資材の設計変更手続について（補足）

本補足は、「中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について（令和8年7月10日京都市都市計画局）（以下、「本取扱」という。）」に基づき、設計変更を実施する際の手続方法等を定めるものです。

1 本取扱の対象となる工事

都市計画局が発注する全ての公共建築工事とします。

2 設計変更の対象となる建設資材（以下「調達検討資材」という。）

供給の偏りや流通の目詰まりが発生しているナフサを由来とする建設資材とします。

なお、公共建築工事においては、原則として、一般財団法人経済調査会や一般財団法人建設物価調査会により、中東情勢の影響を受けて供給面での懸念や価格上昇の動きが顕在化していると公表されている以下の建設資材とします。

また、以下の建設資材以外の資材で調達検討資材へ追加を希望する場合は、あらかじめ監督員に申し出たうえで協議を行ってください。その際、ナフサ由来の建設資材であることや中東情勢に起因した設計変更が必要であることを証明するため、材料メーカーからの証明書又は受注者等が確認を行った議事録等を提出してください。

- ・ 塗料（さび止め、塗料用シンナーを含む）
- ・ 防水材（シーリングを含む）
- ・ 断熱材（押出法ポリスチレンフォーム等）
- ・ 硬質ポリ塩化ビニル管
- ・ 構造用合板

【留意事項】

- ※ 上記資材を含んだ設備機器や製品等（例：塗料で塗装されたキュービクルや給湯器等）は、原則として対象外となります。
- ※ 対象となるのは、中東情勢の急変が生じた令和8年2月28日以降に調達したものに限り（本取扱開始時点で既に調達したものも含みますが、5(4)に該当するものを除きます。）。

3 設計変更により計上する費用

調達検討資材を設計図書どおりに調達するために、流通経路の変更や流通状況の変化に伴い別途必要となった材料費、材料費に連動する専門業者等の諸経費、共通仮設費、現場管理費および一般管理費等（以下「別途調達経費」という。）とします。

なお、労務費、機械器具費、仮設材費は本取扱における設計変更の対象外です。

4 手続き

(1) 事前協議

受注者は、特記仕様書に記載の調達検討資材のうち、別途調達経費が必要なものがある場合は、監督員に申し出るとともに、資材名、仕様・規格、対象数量、購入時期、調達予定価格、中東情勢の影響等を記載した「調達検討資材に関する協議書（様式1。以下「協議書」という。）」を速やかに提出してください。

提出された協議書に基づき、受発注者間で協議を行い、本取扱による設計変更の対象とする資材を決定します。

【留意事項】

※ 迅速な対応が必要な場合は、口頭や電子メール等による協議で対象資材を決定することも可能ですが、その後遅滞なく協議書を作成し、監督員に提出してください。

※ 本取扱開始時点で施工中の工事、および本取扱開始以降に契約する工事で、特記仕様書に対象である旨の記載がない工事についても同様の手続きとします。

(2) 実績報告

受注者は、調達検討資材を調達した後、資材名、仕様・規格、調達（購入）日、対象数量（円滑な調達が困難となっている期間に該当する数量）、購入価格等を記載した「調達検討資材に関する実績報告書（様式2。以下「報告書」という。）」および当該報告書の内容を証明する書類（実際の取引伝票、見積書、請求書等。以下「証明書類」という。）を速やかに提出してください。

提出された報告書及び証明書類により、調達した資材が本取扱の対象工事のものであることや対象数量及び購入価格等の妥当性を監督員が確認します。

なお、実際の購入価格が購入時期の実勢価格と大きく乖離するなど妥当性が確認できない場合は、追加の証明書類を求めることがあります。最終的に妥当性が確認できない場合は、購入時期の物価資料に掲載されている価格を購入価格とみなすことがあります。

【証明書類の確認における留意事項】

証明書類は以下の内容が確認できるものに限ります。確認できない場合は採用できませんのでご注意ください。

- ・ 本取扱の対象工事のために調達したこと（工事名称、工事場所等が明記されていること）。
- ・ 本取扱の対象工事で使用した数量と、実際の購入金額。

- ・ 受注者と異なる者が資材を購入した場合（証明書類の宛名が受注者と異なる場合）は、購入者が本取扱の対象工事の下請企業であること（施工体制台帳等により、二次下請企業等であることが確認できること）。

5 留意事項

- (1) 追加の事前協議： 事前協議の完了後に、新たに別途調達経費が必要な調達検討資材が発生した場合は、監督員に申し出ること、改めて事前協議を行うことができます。
- (2) 請負代金額の変更： 本取扱は設計変更に関するものであるため、請負代金額の変更手続きは特記仕様書に定める「設計変更」の規定に基づき実施します。
- (3) スライド条項との関係： 本取扱による設計変更を行った調達検討資材の別途調達経費は、工事請負契約書第28条に規定する「賃金又は物価の変更に基づく請負代金額の変更（スライド条項）」の対象外とします。なお、本取扱による設計変更後にスライド条項を適用する場合は、当該別途調達経費を除いた工事費を基準としてスライド条項の計算を行います。
- (4) 既済部分の扱い： 既に部分払い（出来高払い）を行っている場合、原則として当該既済部分払いの対象となった出来高部分は本取扱の対象外とします。
- (5) 代替資材： 調達検討資材の代替資材を調達した場合も、本取扱を適用できるものとします。